

組合員及び被扶養者の 「マイナンバーカードの健康保険証利用」の促進について

マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）は、オンラインでの資格確認にとどまらず、診療・医薬品の処方箋等情報の活用による質の高い医療の提供やマイナポータルでの自身の特定健診・薬剤情報の閲覧等により、組合員及び被扶養者（組合員等）の健康増進につながることが期待されています。

このため、本組合においても、組合員等の皆様が医療機関を受診される際にマイナ保険証を利用していただき、そのメリット*を実感していただけるよう、その周知広報に取り組んでおります。

なお、マイナ保険証の登録手続や利用方法について、厚生労働省HPにその詳細な情報やQ&Aが掲載され、また相談窓口も設けられておりますので、是非ご活用ください。

- ※マイナ保険証のメリット ①データに基づく適切な医療が受けられる
②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

詳しくは厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

サイト内検索

「厚生労働省ホームページ トップページ」のサイト内検索でマイナンバーと検索
⇒「マイナンバーカードの健康保険証利用について」からご覧いただけます。

掲載情報の例

- ・動画（【概要編】マイナンバーカードの健康保険証利用、【どうやって使うの？実践編】）
- ・保険証利用に対応した医療機関・薬局はどうすればわかるの？
- ・保険証として利用するメリットは？
- ・健康保険証利用の申込はマイナーポータル・セブン銀行ATMから
- ・もっと知りたい！カードの保険証利用のあれこれ！

● マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ先 ●
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178